

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位:千円

基金の名称	北海道安心こども基金	
基金設置法人名	北海道	
基金の額		今回造成額 1,365,860千円
		造成完了時における残高 2,269,269千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 1,365,860千円
	(うち国費総当額)	造成完了時における残高 2,269,269千円
基金事業等の概要	1 保育サービス等の充実 ・保育所緊急整備事業 ・小規模保育整備事業 ・認定こども園整備事業 2 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実 ・不妊に悩む方への特定治療支援事業 3 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 ・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 等	
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末
	基金の解散予定時期	令和7年6月末
基金事業等の目標	当該基金を活用した事業を実施することで、保育所の計画的な整備等の実施及び認定こども園等の新たな保育の需要への対応、不妊治療への支援並びに母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を通じて、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを行う。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	子育て支援対策事業費補助金交付要綱または特定不妊治療費助成事業費補助金に基づいて申請を受け付け、審査する。 【担当課】 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課	
その他の事項		